



# 国労西日本

国労西日本本部

NO. 305

発行責任者 森田 文一  
編集責任者 片岡 有宏

国労西日本HP



国労西日本 検索

## 国労西日本 21春闘の要求方針を決定

# ベア5000円 職場から闘いを

## 意思統一と団結の強化を

国労西日本本部は、2月6日、第41回拡大西日本本部委員会にて、21春闘の要求方針を決定した。  
21春闘勝利に向け、職場・地域から闘いを強めていこう。



### 2021年4月1日以降の賃金引上げについて

1. 2021年4月1日以降の基本給について、5,000円の引き上げを行うこと。
2. 2021年度の職務遂行給

3. 55歳を超えて在職する者の取り扱いを、55歳未満の者と同条件及び65歳定年制とし、それに見合った賃金制度とすること。当面は選択定年制とすること。
4. 第二基本給を廃止すること。
5. 年間総労働時間1800時間の労働時間制を確立すること。
6. 超過勤務手当支給率について、超過勤務手当150/100、休日出勤は200/100とすること。
7. 新規採用者の初任給を引き上げること。
8. シニア社員の賃金・待遇改

9. 契約社員及びパート社員についても、社員に準じて引き上げること。また、1,500円以下の者については、早期に時給1,500円とすること。
10. 本人希望に基づき、契約社員、パート社員の正社員化を図ること。
11. 契約社員の雇用継続については、本人の意思を尊重し行うこと。
12. 所謂無期雇用転換者に対しても、社員と同等の賃金を引き上げること。
13. 回答は、3月18日までに行うこと。

### 2021年度の期末手当等について

- (1) 「夏季手当」 2. 5箇月+0.5箇月
- 支払日は、「夏季手当」2021年6月30日とすること。

- (2) 「年末手当」 3. 0箇月
- 支払日は、「年末手当」2021年12月10日とすること。

### 賃金制度に関する要求

- I. エリア手当に関する要求
1. 支社毎のエリア手当を以下の通りとすること。
- (1) 京都、大阪、神戸支社 12%
- (2) 金沢、福知山、和歌山、岡山、広島、米子、福岡支社 5%
2. 前項(1)について、エリア調整給を2%とすること。
3. 調整給は固定額でなく、率とすること。
4. 転勤は、基本的にエリア支社内とすること。
5. 石油価格等の著しい変動があるため、寒冷地手当の制度を復活すること。

### II. 特殊勤務手当に関する要求

1. 深夜勤務等手当及び夜間看護等手当について、支給額を倍額とすること。
2. 資格者が責任を持って業務ができるよう、国家資格を必要とする業務（指定者以外にも全員）については職務手当を支給すること。
3. 勤務時間外に事故等に伴う非常呼び出しを命じた場合の災害等特別出勤手当を増額すること。通勤に要した時間も

13. ワンマン乗務に対する手当を増額すること。
14. 交番検査手当を新設すること。
15. 深夜勤務手当の支払い区分を、第1号に統一すること。

4. 自動車運転手当・緊急自動車運転手当（事故対応時）を新設すること。
5. 工務系統における勤務単位の特殊勤務手当を1,000円に引き上げ、オペレータ、列車見張員等に対しても追加すること。支払い対象となる業務に従事した都度、暦日単位で支払うこと。
6. 人身事故対応時に出勤した場合及び後処理に関わる手当を支給すること。
7. 駅長業務の資格を持つC層勤務駅で、ML層不在駅及び1人勤務駅の社員について出勤責任者手当及び当務駅長手当を新設すること。
8. 特殊勤務手当は、超過勤務手当とも併せて支払うこと。
9. 検修職における座席汚損による作業に伴う、汚損手当を支給すること。
10. 復旧警備作業手当を増額し、除雪（構内・ホーム・転てつ器等）及び車両・設備関係の雪落とし作業を追加し、増額すること。また、運転規制に関わらず支給対象とすること。また、災害等が暦日で重複発生し従事した時は、復旧警備作業手当を増額すること。
11. 線路警備（夏期特別巡回レール張り出し警備）で列車による巡回警備についても復旧警備作業手当を支給すること。
12. 契約社員についても、社員と同様の特殊勤務手当を支給すること。
13. C加給の適用時間を拡大すること。

- III. 割増賃金に関する要求
1. 特殊勤務手当の割増率を改善すること。
2. 夜勤手当をD単価とすること。契約社員及びシニア社員についても同様とすること。
3. 契約社員についても、社員と同様の割増賃金を支払うこと。

- IV. 別居手当に関する要求
1. 別居手当の支給条件を緩和し、最低月額35,000円を支払うこと。
- V. 扶養手当に関する要求
1. 扶養手当を増額すること。とりわけ配偶者に対する手当を増額すること。
2. シニア社員にも扶養手当を支給すること。
- VI. 旅費に関する要求
1. 常例業務旅行費（巡回旅費）の単価を引上げること。また、屋外での作業の場合は支給対象とすること。
2. 路程のキロ又は時間について見直しをすること。（50km、100km、1日当・半日当）
3. 船車賃・日当・宿泊費について、区分を見直し、統一すること。

### VII. 厚生規程等に関する要求

1. 住宅・寮関係
- (1) 40歳以上の年齢別社宅料金制度は廃止すること。
- (2) 老朽化した寮はリニューアルするとともに各寮に食堂

(2面に続く)



(1面より)

- 1. 完備すること。また、光熱費等は会社負担とすること。
- 2. 住宅補給金の最高限度額を給付1回につき貸貸24万円、持家3万円とすること。
- 3. 契約・シニア社員についても、社員と同様の住宅補給金を支払うこと。
- 4. 動物遺骸等処置給付金を増額し、動物の大小及び列車運行に支障の有無に関わらず遺骸処理を行なった社員に支給すること。

### Ⅷ・新型コロナウイルス禍に関する要求

- 1. 新型コロナウイルス感染時及び濃厚接触など感染の疑い等で休業を余儀なくされる場合については、賃金が100%となるよう賃金補償をすること。
- 2. 一時帰休の発令には、100%の賃金を保障すること。
- 3. テレワーク・在宅勤務を指定する場合には、電気・光熱・水道等にかかる費用に對する新たな手当てを新設すること。
- 4. 評価について、透明性・公平性が担保される制度とされたい。また、テレワークなどへの評価の在り方についても、透明性あるものとなるよう整備すること。

### Ⅸ・その他

- 1. 通勤手当の増額及び高速道路・駐車場（駐輪場）の使用料についても会社負担とし、自動車通勤の支払い額区分の上限を引き上げること。
- 2. 社員駐車場、駐輪場を確保すること。
- 3. ワークライフバランス向上

の面から、在宅時間を増やすためにも特急通勤の要件を緩和すること。

4. 業務に必要な国家試験・自動車運転免許取得等に伴う費用及びその更新に必要な費用（交通費も含む）は全額支給すること。また、更新に必要な日又は時間を勤務したものとみなすこと。

5. 呼び出しが予測される場合について、予め指定した場合については、労働時間とする

- 6. 永年勤続者表彰35年を追加すること。
- 7. 会社が手当等の申請関係で求める証明費用は会社負担とすること。
- 8. 育児・介護休職を取得した者については、昇給控除を行わないこと。
- 9. 人材確保の観点から「奨学金返済支援制度」を創設すること。
- 10. シニア社員・契約社員につ

### 第1回西日本本部JR採用組合員学習交流会を開催

## 組織拡大に繋げていこう



12月19日、20日、第1回西日本本部JR採用組合員学習交流会を大阪において開催しました。学習会を2部行い討論や交流を行いました。

第1部では、関西勤労協より箕作さんを講師に招き、「労働組合の重要性について」をテーマに講演をいただきました。新しく加入された組合員もいたの

- と共に手当を支給すること。
- 11. シニア社員の精勤手当、契約社員の精勤手当を増額すること。
- 12. 無期契約社員について、定期昇給制度を整備すること。
- 13. 退職者に用務旅行用の乗車券の交付があるが特急券（指定席）代用証発給すること。あわせて、有効期間の半年間を改め1年とし、パートナーの同伴も認めること。

化に繋げていこうと思います。

### 「平和学習交流会IN福岡」を開催

## 全国単一組織だから出来る運動を



九州・西日本青年部共催「平和学習交流会IN福岡」を開催  
 広島・長崎・鹿児島などさまざまなどところにおいて共催で開催をしてきた平和学習交流会、今回は12月8日、9日に福岡において開催をしました。

1日目は日田彦山線の視察、交流会を行い、2日目は香椎線、駅無人遠隔監視システム、九州本部主催の「組織強化拡大・活

動家学習交流会」に参加をしました。日田彦山線では多くの線の被災や大量の土砂や流木など、今でも多くの爪痕が残っており、自然災害の恐ろしさを目の当たりにしました。香椎線の香椎駅〜西戸崎駅まで乗車しました。自動運転区間というが、踏切などもあり異常時どうするかなど不安を感じました。

九州本部の組織強化拡大・活動家学習交流会では、長崎バスユニオンの執行委員長より講演がありました。当時は組織統一がされ、労働者の生活と権利が守られ労働条件の安定、向上に大きな期待がされていた。しかし、労使一体による労働者への締め付けが横行し労働組合は労働者を守ってくれないと不満・不安・不信が多くなり、新組合を結成。

労使一体の労働組合は、さまざまな手厚い保護がされていたことが判明、新組合には不当労働行為が行われ闘ってきた報告がありました。労使紛争が長期化しないように話し合いを設けてきたが会社側は頑なな態度により、やむなくストライキを実施。その中でも支持者は多く、68名で結成して以降安心して働けるようになったという声もあり、労使一体ではダメだとして、新組合への加入が増え一気に100名を超えたと報告があった。

闘ってこそ、権利を勝ち取り信頼を勝ち取り、組織拡大を実践してきたと、熱い講演がありました。

国労だから出来る、全国単一組織だから出来る運動をこれからは感じていこうと感じました。

これからの医療の進歩を見据え、「生きるためのがん保険」を新しくします。

アフラックはがん保険No.1 契約件数

NEW/ 女性特約のがんにも手厚い「生きるためのがん保険」Days1

NEW/ あなたの保障を最新化「生きるためのがん保険」Days1プラス

アベニール株式会社  
 〒105-0004 港区新橋5-15-5 交通ビル3階  
 TEL.03-3437-6810 FAX.03-3437-6822

アフラック  
 東京第二法人営業部  
 東京都中央区新富2-1-1 新富三井ビル13F  
 TEL.03-3344-1429 FAX.03-3344-2658